

## 瀬戸市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年11月21日(金) 午後2時から午後3時

2 開催場所 瀬戸市役所大会議室

3 出席委員

### 農業委員

1番 伊藤 憲昭  
2番 井上 俊英  
3番 小澤 早由里  
4番 加藤 卓夫  
5番 作石 正太郎  
6番 高島 八十三  
7番 武田 晴光  
8番 長江 和春  
9番 中村 征実  
10番 藤井 義廣  
11番 矢野 洋三 欠  
12番 横道 厚子

### 農地利用最適化推進委員

1番 磯村 幸成  
2番 江尻 雅之  
3番 大澤 憲男  
4番 加藤 晴次  
5番 藤田 茂夫  
6番 前田 晴美  
7番 松原 清  
8番 山田 泰司

(出席 19 欠席 1 )

## 4 議事日程

### 議題

第50号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第51号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第52号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第53号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件

### 報告事項

報告第35号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	3 件
報告第36号	現況証明願出書について	1 件

- 議長 ただ今より瀬戸市農業委員会11月定例会を開会いたします。  
本日の議題は、配布しております議案書のとおりでございます。  
なお、農業委員の  
11番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員、  
より、欠席の連絡が入っております。
- 議長 続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。
- （異議なしの声、多数あり）
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、  
5番 作石 正太郎（さくいし しょうたろう）  
12番 横道 厚子（よこみち あつこ）委員、  
委員を指名いたします。
- （第50号議案）
- 議長 続きまして、「第50号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は882m<sup>2</sup>です。今後は畑として利用予定です。  
当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受人との間で話がまとまり、本申請に至りました。受人は、瀬戸市内において合計約4,361m<sup>2</sup>の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。なお、3条の要件に「農地のすべてを効率的に耕作すること」が規定されていますが、今回の受人が所有する農地の一部が耕作されていない状況にあります。その場所はイノシシ柵の設置や周辺の荒廃化により通作が困難であることからほぼ非農地に準ずる状況となっているため耕作すべき農

地からは除外しています。ただし、周辺の状況が改善されることにより耕作ができるようになる可能性があるため、現時点ですぐに非農地判断をするものではありません。また、担当委員さんからも適當とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第50号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第50号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようありますので、質疑を終結し、採決を行います。第50号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第51号議案)

議長 続きまして、「第51号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の1筆で、面積は495m<sup>2</sup>

です。転用目的は、分家住宅の建築です。

立地基準は、公共施設を起点とする半径1km以内の区域であるため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北と東が道路、西が資材置場、南が田に面しています。

排水は、北側に隣接する水路を承認工事により側溝を設置し排水します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適當とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第51号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第51号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようありますので、質疑を終結し、採決を行います。第51号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり承認することに決しました。

	(第52号議案)
議長	続きまして、「第52号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>申請地は、登記地目が「畠」、現況地目が「畠」の1筆で、面積は1,356m<sup>2</sup>です。転用目的は、蓄電所の設置です。</p> <p>立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。</p> <p>申請地の周辺の現況は、北と南が道路、東と西が共に宅地と畠に面しています。</p> <p>排水は、雨水のみであり、計画地外周を小堤で囲い敷地内での敷地内浸透にて行います。</p> <p>近隣農地への防除については、蓄電所に小堤及びフェンスを設置するため、近隣農地への支障はありません。</p> <p>以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第52号議案につきましては以上です。</p>
議長	事務局の説明は終わりました。第52号議案について、ご質疑はございませんか。
加藤委員	そもそも蓄電所とはどういった目的の施設でしょうか。
事務局	電力会社の電気の販売価格が安い時間帯に電気を購入し、蓄電池に溜めておき、需要に応じて電線に戻すことにより、対価を得る事業スキームです。発電する施設ではなく、あくまで電池に電気を貯めておく施設となります。
武田委員	蓄電池の寿命はどれくらいですか。
事務局	資料に記載がないため、業者に確認します。

藤井委員	図面では小堤とフェンスで事業区域を囲っているが、メンテナンス用の車両が入れなくなるのではありませんか。
事務局	業者からは、トラック等を入れる必要のある大規模なメンテナンスの際に、小堤やフェンスを一旦取り壊して、メンテナンスを行い、その後元の状態へ戻すと説明がされています。
藤井委員	通常は、最初からメンテナンスの場合も含めた事業計画を検討するべきなのではないか。業者によっては、一度取り壊した小堤やフェンスを元の状態へ戻さない恐れがあるため、申請書内にその旨を明記させてほしい。
事務局	申請書へ追記するように指導します。
議長	南側に乗り入れスペースの記載がある図面とない図面があるが、どの図面が正しいものなのかわからない。
事務局	書類の整合性を合わせるように修正を指導します。
藤井委員	消防法の届出は済んでいますでしょうか。
事務局	資料に記載がないため、消防法の届出が必要な案件なのかを含め、業者に確認します。
武田委員	蓄電池の製造会社はどこのものですか。
事務局	(製造会社名回答)
武田委員	蓄電池の品質・耐用年数には、ばらつきが多いことがあるので、メンテナ

	ンスでの交換が頻繁にあると思われます。
議長	推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。
大澤委員	近隣への騒音や電波の影響はないですか。
事務局	太陽光発電所の場合は太陽光条例で、確認を行うこととなっていますが、蓄電所では条例等での確認はしていません。土地利用条例で近隣住民への説明が行われており、その記録では騒音等の説明を行っている記載があります。
磯村委員	排水について、敷地内浸透とあるが、雨水が溢れない根拠が欲しいです。想定している降水量がどれくらいなのか、どの程度の降水量ならば耐えられる計算なのかの記載は必要だと思います。
藤井委員	農地は水はけの悪い土地が多く自然浸透では、記録的な降水があった際に対応できないです。接道がある土地なので、集水枡を設置しそこから水路に流すようにしてはどうでしょうか。
事務局	みなさまの意見を頂戴いたしまして、一度保留とさせていただきます。農業委員会での意見内容を業者へとお伝えし、対応をしてもらうようにお願いしていきます。その後、修正された内容で再度審議をしていただくと思われますので、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは質疑を終結し、採決を行います。第52号議案の採決を保留とし、審査を来月へ継続することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声、多数あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、第52号議案を保留とし、審査を来月へ

継続することに決しました。

(第53号議案)

議長 続きまして、「第53号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局 申請地は、登記地目が「畠」、現況地目が「畠」の2筆で、合計面積は542m<sup>2</sup>です。一体利用地を含めた面積は785m<sup>2</sup>で、転用目的は資材置場です。

立地基準は、他の第3種・第2種農地に該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、西が道路、北が一体利用地、南が別会社の資材置場、東が畠に面しています。

近隣農地への防除については、一体利用地を含む外周にC B及び鋼板フェンスを設置するため、近隣農地への支障はありません。

排水は、北側道路側溝付近に集水枡を設置し排水します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第53号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第53号議案について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

- 議長 特にご意見もないようありますので、質疑を終結し、採決を行います。第53号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声、多数あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり承認することに決しました。
- (報告事項)
- 議長 続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。
- 事務局 報告第35号、農地法第5条第1項第6号の届出については3件ありました。面積等は記載のとおりです。番号2の補足ですが、一体利用地554.8m<sup>2</sup>を含みます。
- 報告第36号 現況証明願出書については1件ありました。詳細は記載のとおりです。
- 報告事項につきましては以上です。
- 議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。
- (質疑なし)
- 議長 特にご質疑もないようありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。
- (意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。  
これにて、瀬戸市農業委員会 11月定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。